

令和7年2月1日

東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領 (令和7年2月1日版)

1. 目的

建設業界では就業者の著しい高齢化や若手技術者の離職、入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、建設業の就業者においても厳格な労働管理が求められる。

将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成及び労働環境の改善をしていくことが重要である。

そこで、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向け、段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指し、週休2日制確保工事の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2. 週休2日制確保工事とは

週休2日制確保工事のうち、以下の内容を定義する。

週休2日制確保工事（現場閉所）：現場閉所により、技術者等の週休2日の確保に取り組む工事（以下、「現場閉所工事」という。）

週休2日交替制工事：技術者等各々の休日日数で週休2日を確保に取り組む工事（以下、「交替制工事」という。）

なお、「週休2日制確保工事」は「現場閉所工事」、「交替制工事」両用語のことを指す。

3. 対象工事

全ての土木工事、水道用機械・電気設備工事（以下「設備工事」という。）及び建築工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事」という。）を対象とする。

なお、原則「現場閉所工事」とする。

ただし、以下(1)～(3)に該当する工事は対象外とすることができる。また、(4)に該当する工事については「交替制工事」または対象外とすることができる。

- (1) 対象期間（本要領4参照）が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

4. 週休2日の定義

(1) 現場閉所工事

- ① 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、全部一時中止期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- ③ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ④ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」^{※2}と

いう。)が、28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。

- ⑤ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 交替制工事

- ① 対象期間において、現場で従事した全ての技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- ② 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{※1}については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。
- ③ 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。
- ④ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- ⑤ 4週8休以上とは、対象期間内に現場で従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- ⑥ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、別添1「夏期休暇期間の導入について」を参照する。

ただし、建築工事は対象外とする。

※2 現場閉所率の算出に当たっては、別添2を参考とすること。

5. 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 全部一時中止や一部一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6. 積算方法

(1) 書類作成費用

週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

ア 土木工事

(現場閉所工事)

現場閉所状況が4週6休以上(現場閉所率21.4%以上)の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)を補正し、直接工事費及び共通仮設費(積上分)に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

① 4週8休以上(現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上)

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）
 - ・ 共通仮設費率 1.03
 - ・ 現場管理費率 1.04
 - ・ 労務費 1.03
 - ・ 機械賃料 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）
 - ・ 共通仮設費率 1.02
 - ・ 現場管理費率 1.03
 - ・ 労務費 1.01
 - ・ 機械賃料 1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05

小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設 及び支管取 付工	1.00	1.01	1.02

土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
構造物取壊し工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
区画線設置 区画線消去		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線設置 高視認性区画線消去		1.01	1.03	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレン管 (ハウエル管) 設置工		1.01	1.03	1.04

(交替制工事)

休日確保状況が 4 週 6 休以上 (休日率 21.4%以上) の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正し、市場単価は補正の対象としない。

- ① 4 週 8 休以上 (現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上)
 - ・現場管理費率 1.03
 - ・労務費 1.05
- ② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (現場閉所率が25.0% (7日/28日) 以上28.5%未満)
 - ・現場管理費率 1.02
 - ・労務費 1.03
- ③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (現場閉所率が21.4% (6日/28日) 以上25.0%未満)
 - ・現場管理費率 1.01
 - ・労務費 1.01

土木工事標準単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
構造物取壊し工	機械	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.02	1.04
区画線設置 区画線消去		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線設置 高視認性区画線消去		1.01	1.03	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.00	1.01	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01

侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレン管 (ハエム管) 設置工		1.01	1.02	1.04

イ 設備工事

(現場閉所工事)

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

(交替制工事)

休日確保状況が4週6休以上（休日率21.4%以上）の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費を以下の補正係数により補正する。

① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 現場管理費率 1.02
- ・ 労務費 1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 現場管理費率 1.01
- ・ 労務費 1.01

ウ 建築工事

(現場閉所工事)

現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）の場合は、

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正し計上する。

①複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05 を乗じて補正する。

②市場単価等

市場単価等は、以下の表の補正率を乗じ、単価を補正する。

なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

(交替制工事)

休日確保状況が4週8休以上（休日率が28.5%（8日/28日）以上）の場合は、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正し計上する。

①複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05 を乗じて補正する。

②市場単価等

市場単価等は、以下の表の補正率を乗じ、単価を補正する。

なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

市場単価等の補正率（建築工事）

工種	新営補正率	執務並行改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事（仕上塗材仕上）	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.04	1.18
建具（ガラス）	1.02	1.12
建具（シーリング）	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.10

ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事（内装材）	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行 改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続 工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

市場単価等の補正率（機械設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行 改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25

7. 工事成績評定

週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

8. 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領3により「現場閉所工事」、「交替制工事」、「対象外」のいずれかを選択する。このとき、「交替制工事」を選択する場合は事前に技術管理課と協議すること。

「現場閉所工事」は、当初設計時に4週8休として経費の補正を行う。「交替制工事」は工事完了日確定後、週休2日の状況を確認し、設計変更にて状況に応じた経費の補正を行う。起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が「週休2日制確保工事（現場閉所）」または「週休2日交替制工事」である旨を記載する。

(2) 工事契約時

発注者は、週休2日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者は、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入又は試験掘等の準備工事が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する（別添3参照）。この場合、受注者は以降の「8 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、「対象外」とした工事（ただし、対象期間が1か月（約30日）未満の工事は除く）については、受注者から申し出があった場合は協議により「現場閉所工事」または「交替制工事」とすることができる。

(3) 工事施工時

ア 現場閉所工事

- ①受注者は、工事広報板を設置する場合「週休2日制確保工事」である旨を記載する。
- ②受注者は、現場閉所を行うに当たっては、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。休日（平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日）においても、週間工程表またはメール等で休日の施工予定がないことが確認できれば、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	週間工程表やメール等	提出書類なし
作業日	提出書類なし	週間工程表やメール等

③工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに別添2を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者に提出する（報告様式は「統一26様式」）。

イ 交替制工事

- ①受注者は、工事広報板を設置する場合「週休2日制確保工事」である旨を記載する。
- ②受注者は、工事完了日確定後速やかに、対象期間内の技術者及び技能労働者全ての休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添4）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

(4) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果または休日確保状況応じ「6 積算方法」のとおり、設計変更を行う。

ア 土木工事及び設備工事の場合

(現場閉所工事)

実施結果が4週8休未満の場合は、実施結果に応じて経費を補正し、減額変更する。

(交替制工事)

休日確保状況が4週6休以上の場合は、確保状況に応じて経費を補正し、増額変更する。

イ 建築工事の場合

(現場閉所工事)

実施結果が4週8休未満の場合は、複合単価及び市場単価等は補正せず、減額変更する。

(交替制工事)

休日確保状況が4週8休以上の場合は、経費を補正し、増額変更する。

9. アンケートへの協力

受注者は、別途送付されるアンケートに記入し、工事完了届提出後14日以内（土、日及び祝日を含む。）に水道局建設部技術管理課宛にメールで提出する。

【土木工事】

提出先：S3000031@section.metro.tokyo.jp

【設備工事、建築工事】

提出先：setsubigijutsukanri@waterworks.metro.tokyo.jp

10. 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「工事週報や電子メール」及び「現場閉所報告書」または「休日確保状況報告書」により、取組を確認する。
- (2) 現場閉所工事において、発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 現場閉所工事において、発注者における現場閉所状況の確認については、各工事単位で行う。
- (4) 週休2日制確保工事の実施に当たって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

11. 適用

この要領は、令和7年2月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。